

令和 8 年度佐賀県移住促進のための福岡県向け広報業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度佐賀県移住促進のための福岡県向け広報業務

2 目的

佐賀県では、県内への新しい人の流れをつくり地域に活力を生み出すために、県外の方に本県の暮らしやすさを知ってもらい移り住んでもらう移住促進の取組を行っている。

本県の隣県である福岡県は、九州の中で最も人口集積が進んでおり、地理的関係性から本県からの人口の流出先として圧倒的多数を占めている。そのため、福岡県には本県出身者が多数在住し、本県への移住に係る心理的障壁の小さい層が多く存在するエリアである。

そのことから本事業では、福岡県在住の 20 代から 40 代の子育て世代（移住未検討層を含む）をターゲットに設定し実施するものである。

本県は、豊かな自然環境やゆとりある住環境、安心・安全な生活環境、「子育てし大県“さが”」をはじめとした子育て支援の取組の充実など、子育て世代にとって魅力的な暮らしの環境を有している。また、地域によっては福岡県での仕事を変えることなく、住まいのみ本県へ移すことが可能となるなど、福岡県からの子育て世代の移住の受け皿として他県にはない強みを持っている。

これまでも、福岡県に対してテレビや WEB 媒体、交通広告媒体等を用いた移住促進のためのメディアプロモーションや、移住に関するトークショーやブース（移住相談ブース及び PR ブース等）を設ける形式でのイベントを実施してきた。令和 6 年度からは、「子育て環境の PR」に主眼を置いた訴求として、「こそパ（子育てパフォーマンスの造語）さいこうな佐賀（※）」を軸とした、メディアプロモーション及びイベントを実施してきた。

そこで、令和 8 年度においても、「こそパさいこうな佐賀」の認知拡大を図るため、メディア広報に予算配分の重点をおき実施することとする。これにより、福岡県に在住する子育て世代の佐賀県の子育て環境及び暮らしに対する関心を高め、その後の「さが移住サポートデスク」への相談機会の創出等につなげることを目的として本事業を行う。

（※）「こそパさいこうな佐賀」の訴求趣旨の補足

昨今、暮らしのキーワードとして、「コスパ」（コストパフォーマンス）や「タイパ」（タイムパフォーマンス）、「スペパ」（スペースパフォーマンス）というような言葉があるが、佐賀県には、そうしたことが気にならなくなる「豊かな暮らし」があると考えている。

例えば、「地の食材が美味しいこと」や「自然が豊かで身近なこと」、また「広い公園や遊び場が豊富で人混み具合も適度なこと」に加えて「持ち家率の高さ」「ゆとりある住環境」「安全・安心な生活環境」「医療の充実」など、単にお得に暮らせるということではない豊かな暮らしのこと。

このような子育てしやすく楽しく子育てができる環境を「こそパ」（子育てパフォーマンス）という造語で表現し「こそパさいこうな佐賀」として、佐賀の子育て環境の PR を行っている。

（参考）「こそパ」ロゴ



（参考）ランディングページ：<https://www.sagasmile.com/kosopa/>

3 契約期間

契約開始日から令和9年2月28日まで

4 予算額

22,000千円（消費税額及び地方消費税額含む）

5 業務内容

<共通訴求内容>

子育て世代に対する「佐賀暮らしの良さ」をPRするため「こそパ（子育てパフォーマンス）さいこうな佐賀」（以下、「こそパ」）を共通の訴求の軸として、全業務において一貫して訴求すること。なお、令和6年度、7年度においては、上記の「こそパ」ロゴデータを採用し利用しているが、令和8年度については、「こそパ」ロゴデータの活用（全部または一部）の有無は提案によることとし、新たなロゴデータでの提案でも差し支えない。

<訴求ポイント>

県内資源のどのような要素を以って「こそパ」を訴求していくかは提案による。なお、一例として以下のような要素が考えられる。

（以下、例示）

- ・市町の実施する子育て支援施策
 - ・人、自然、歴史、文化、食、風景、地域産業、まちづくり活動、プロスポーツ環境、本県のプロジェクト（子育てし大県“さが”やSAGA スポーツピラミッド構想等）等に由来する感覚的又は情緒的な魅力
 - ・医療、住まい（住居）、しごと、災害リスク、子育て、教育、生活コスト等に関する数値的又は統計的な強み
 - ・本県と福岡県の地理的関係性における移住後の生活メリット 等
- ※上記例示以外のポイントでの提案となっても差し支えない。

（1）メディアを活用した「こそパ」広報【予算配分重点業務】

ターゲット : 福岡県在住の20代から40代の子育て世代（移住未検討層含む）
業務目的 : ターゲットの中期的（1～5年後）な転居（移住）に向けて、佐賀県の子育て環境及び暮らしへの関心を高めること

① メディアを活用した「こそパ」広報の実施

- ・令和7年度に制作したPR動画「いじゅうのうた」を活用し、TVCMやWEB・SNS広告を実施すること。
- ・それ以外にも佐賀県の子育て環境の良さについて「こそパ」をキーワードとして活用し、複数のメディア媒体（WEB・SNS広告、TVCM、新聞、雑誌、ラジオ、フリーペーパー、交通広告、屋外広告等）で掲載し、ターゲット層に多くリーチすること。広報に活用する媒体については、必須媒体は設定せず、提案によるものとするが、以下のオウンドメディアについては、活用可能な媒体として位置づけ、活用の有無及びその方法は提案によるものとする。

（活用可能な媒体）

- ・佐賀県移住支援室のオウンドメディア公式HP「サガスマイル」
- ・LINE
- ・Instagram
- ・facebook

- ※ PR 動画「いじゅうのうた」は「こそパ」LP (<https://www.sagasmile.com/kosopa/>) 内の動画を参照すること。
- ※ 媒体は提案による。媒体に応じて必要な素材等を制作すること。
- ※ 媒体や広告の期間、量は提案によるが、転居（移住）に気持ちが傾くタイミングは人それぞれであることを踏まえた広告展開計画を立案すること。

② 「こそパ」LP（ランディングページ）の制作

（１）-①メディア広報との接触による遷移先として、LP を制作すること。また下記の要素を含めることとし、LP 内に必要なクリエイティブ素材を制作すること。なお、LP 制作業務は、既存 LP の更新・改修および県への納品までを業務範囲とし、公開後の保守・運用業務は含まない。

- ・「こそパ」を示す根拠となる訴求ポイント（上記で例示を記載している）
- ・「さが移住サポートデスク」（詳細後述）の情報（移住支援制度及び暮らし・しごとの相談機能等の掲載）
- ・本 LP から移住情報ポータルサイト「サガスマイル」及び「子育てし大県“さが” WEB ページへ遷移するリンク機能

※LP の制作とは、広報内容をもとに既存のものを更新するということ。ドメインは引き続き現行のものを使用する。html 形式で素材を製作し県に納入すること。

※納品物は契約期間経過後も佐賀県及び委託先において使用が可能なものであること

※「さが移住サポートデスク」の情報の掲載をする際は、相談したい人がすぐに相談できるように連絡先や相談予約フォームを分かりやすく記載すること。

（２）「さが移住サポートデスク」の認知獲得および相談者獲得のための広報

- ターゲット : 福岡県在住の現に転居（移住）を検討している層
 : ※インターネット等で「移住」に関する情報検索を行う段階の検討層も含むものとする。
- 業務目的 : さが移住サポートデスクの認知獲得および相談者獲得のため

佐賀県は、転居（移住）にかかる様々な相談に対応する「さが移住サポートデスク（以下サポートデスク）」を設置している。サポートデスクでは、暮らしの相談やしごとの相談を承っている。特にしごとの相談は、無料職業紹介事業所「佐賀県のしごと相談室」をサポートデスク内に設置しており、佐賀県の移住支援策の特徴の一つである。

平成 27 年のサポートデスク立ち上げから 10 年以上経過し、このタイミングで改めてサポートデスクの認知獲得を行うことで相談者獲得に繋げる。本事業における広報手法・広告媒体等は問わないものとするが、転居（移住）に対する関心や検討の度合い、意思決定に至るまでのプロセスには個人差があることを十分に考慮すること。

（１）および（２）の各業務に係る提案にあたっては、データを踏まえたターゲット設定を行い、効果的な広告展開計画を立案すること。

（３）その他

（１）（２）の業務に加え、業務目的の達成に資する取組については、提案により実施すること。その一例として、福岡都市圏等における移住関連イベントの実施が考えられるが、イベント施策は必須業務とはしない。なお、イベント施策を実施する場合は、「さが移住サポートデスク」への相談者数向上につながることを主目的として企画・設計すること。

イベント等を実施する場合は、福岡県在住の子育て世代のうち、本県の子育て環境及び暮らしに関心がある層の来場に繋がる内容とし、その後の「さが移住サポートデスク」への相談機会の創出等につなげることを目的として、1回あたりの費用をできるだけ抑え、より多くの回数を実施できるようにすること。

(4) 意識変容アンケート調査の実施

(1)～(3)の効果を検証し今後の施策に活用するために事前事後調査を行うこと。設問数や回答数は県との協議を踏まえて決定するものとするが、事前・事後調査それぞれにおいて、200サンプル以上の回答確保を目安とする。また、調査は以下の条件を満たす設計とすること。

- ・データに基づき、ターゲットに合わせて事前・事後で同一又は同等属性の対象を比較できる設計

- ・認知、関心、行動意向等を測定可能な設問設計

具体的な調査方法および設計内容は提案による。

(1)～(4)の業務にあたり、提案の際は設定したターゲットおよびその根拠と提案内容の有効性を示すこと。

6 目標及び効果検証等

(1) 5 (4)の意識変容アンケート調査の結果(事前・事後比較)により、

- ・「こそパ」の認知度が向上していること。

- ・佐賀県の子育て環境及び暮らしへの関心が向上していること。

(2) 県が別に計測する「さが移住サポートデスク」に関する以下項目の向上

- ・サポートデスクの紹介Webページの閲覧数

- ・サポートデスクへの相談数(来訪者数、入電数、メール件数等の合計)

7 業務遂行のために必要な調整業務

(1) 人員の確保及び配置

本委託業務の遂行に必要なかつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。また、一体的かつ円滑な企画、運営等ができるよう統括責任者を1名配置すること。

以下(2)～(9)は、5(3)でイベントやツアー、セミナー等を実施する場合に必要な業務である。

(2) マニュアル等の作成

イベント等を実施する場合は、運営に必要な事項を記載したマニュアル等を作成し、実施当日の2週間前までに関係者へ送付すること。あわせて、通常時及び緊急時の連絡体制を確保し、関係者へ周知すること。

(3) 会場の確保・連絡調整

イベント等を実施する場合は、会場側との折衝、連絡調整等の業務を実施すること。

(4) 事前予約システムの構築等

イベント等を実施する場合は、事前予約が必要な場合、事前予約システムの構築、参加者の抽選・結果連絡、参加者との連絡調整等に関する業務を行うこと。

(5) 安全対策及びイベント保険等への加入

イベント等を実施する場合は、必要な安全対策を講じることとしイベント保険等への加入を行うこと。

(6) 各種申請等

イベント等を実施する場合は、実施に必要な関係機関等への各種申請や近隣対策等に関する業務を行うこと（以下、例示）。

- ・火気を使用する場合における施設管理者や消防署等への申請
- ・食品の取り扱いにおける保健所等への申請

(7) 問い合わせ対応

イベント等を実施する場合は、一般の方及び参加者から問い合わせ等がある際は、その対応を行うこと。その際、判断が難しい問い合わせに対しては、県と協議の上、回答すること。

(8) 参加者数の把握

申込者数、参加者数を適切に把握すること。また、申込者がどの媒体をきっかけに申込のアクションに至っているのか分析を行うこと。

(9) アンケート調査

参加者のニーズ、満足度等を把握するため、参加者に対し、アンケート調査を行い、そのデータの集計・分析を行うこと。

(10) その他

上記のほか、当業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行うこと。

8 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

9 留意事項

(1) 取材・撮影、ゲスト依頼等に対する謝礼

取材・撮影等の際し、出演料・謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

(2) 本県移住者の活用

情報発信においては、地域の魅力を効果的に発信できる本県の移住者（ライター、カメラマン、デザイナー、広告事業者等）の起用が適する機会があれば、積極的に起用すること。

(3) その他

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・委託業務の実施にあつては、県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・著作物に関する全ての著作権は、本県に帰属するものとし、その利用及び再編集は本県において自由に行うことができるものとする。
- ・本委託業務の実施にあたり制作した制作物については、佐賀県が希望する場合、成果品として提出すること。ただし、第三者の著作権や肖像権を侵害する恐れがあるときは、別途協議するものとする。
- ・受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。
- ・本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。

10 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書（成果品、広報物、記録写真、効果検証データ等含む）を提出すること。

11 本業務委託の委託料の支払

完了払い

12 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、佐賀県と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行った上で、仕様書に定める。